

令和4年12月

第12回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 会議室203

出席委員

1 番	柳下 浩一朗	3 番	染谷 文夫
4 番	櫻井 守	5 番	雨貝 洋子
6 番	白石 悟	7 番	對崎 徳男
8 番	大野 博司	9 番	石島 繁
10 番	加園 秀信	11 番	吉田 新一
12 番	青木 道子	13 番	飯岡 勉
14 番	本橋 文男	16 番	飯島 孝一
17 番	遠藤 道夫	19 番	飯野 和男
20 番	市村 元則	21 番	蛭原 昇
22 番	坂入 誠		

欠席委員

2 番	小川 充	15 番	野堀 良夫
18 番	鮎川 満雄		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	主 査	廣引 康則
農業行政課	主 任	細田 康輔

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可について

- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 議案第 6 号 現況証明の発行可否について
- 議案第 7 号 買受適格証明の発行可否について
- 議案第 8 号 農地改良協議に対する同意について
- 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議案第 12 号 非農地の決定について
- 議案第 13 号 つくば市都市計画審議会委員の推薦について
- 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権の移転について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 報告第 6 号 つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん結果について

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（吉原事務局長）

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、会議に入らせていただきます。

本日は、お忙しい中、令和 4 年第 12 回総会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶をいただきたいと思います。
会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。大変お寒いところ、コロナも大分増えているというようなことで、

いろいろなところで気をつけなくちゃならない部分がありますので、寒い折とはいえ、ひとつ頑張ってくださいと思います。

令和４年第１２回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今日、総会よろしく願いいたします。

事務局（吉原事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第６条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行のほうを飯野会長のほうにお願いしたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和４年第１２回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、事前に、野堀良夫委員、小川 充委員、鮎川満雄委員より欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。

本日の出席委員数は１９名で、定足数に達していることから、令和４年第１２回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１ 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席１３番飯岡 勉委員、議席１４番本橋文男委員をお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長をお願いいたします。

日程第２に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第１４条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第２、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号２１番については、議案第９号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提出番号２３番と下限面積要件の関係で同時審議の案件であることから、議案第１号の審議から提出番号２１番を除いて、議案第９号の審議と併せて議題とすることよろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号２１番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、提出番号３番、２３番については、議事参与の制限案件に該当しますので、３番、２３番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る１２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、水稻・野菜・芝を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号２番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１番、２番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る１２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には果樹を作付する予定です。

提出番号５番、６番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請者は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号７番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号８番については、野菜を作付している農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号９番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号１０番から１２番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請者は、野菜を作付している農家で、１０番については申請地を耕作利便のため譲り受け、１１番、１２番については申請地を借り受け、それぞれの申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号４番から１２番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る１２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１３番については、野菜、芝を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１４番については、水稻、芝を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１５番については、水稻、芝、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１６番については、水稻、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１３番から１６番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る１２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１７番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１８番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１９番については、水稻を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号２０番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号２２番については、市内に本店を置く農地所有適格法人で、水稻・芝を作付しており、申請地には芝を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１７番から２０番、２２番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る１２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号２４番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号２４番については、農機具等が確保されており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１号の提出番号３番、２３番を除いて、説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

３番、２３番を除いて、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号 3 番、2 3 番を除いて、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての 3 番、2 3 番を除いて、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号 3 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、柳下委員の退席を求めます。

（柳下浩一郎委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 3 番について、坂入委員より調査結果の報告をお願いいたします。

坂入 誠委員

去る 1 2 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 3 番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 3 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、提出番号 3 番についての報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、提出番号 3 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号３番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号３番について、許可することに決定いたします。

柳下委員の復席を求めます。

（柳下浩一郎委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続いて、提出番号２３番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、本橋委員の退席を求めます。

（本橋文男委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号２３番について、飯岡委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯岡 勉委員

報告します。去る１２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２３番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号２３番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、提出番号２３番についての報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号２３番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２３番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号２３番について、許可することに決定いたします。

本橋委員の復席を求めます。

（本橋文男委員 復席）

議案第２号 農地法第４条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第２号 農地法第４条の規定による許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号２番については、議案第５号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号３４番と一体の事業であることから、議案第２号の審議から提出番号２番を除いて、議案第５号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第２号 農地法第４条の規定による許可についての提出番号２番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

去る１２月７日の現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第３種農地と判断いたしました。

近隣で住宅開発が進みましたが、既存の家庭用ごみ集積所が容量の問題から利用できないため、新たにごみ集積所用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１番については、一般基準に適合の上、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、提出番号１番の説明及び報告が終わりました。

続きまして、提出番号１番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第２号の提出番号１番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２号の提出番号１番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号 農地法第４条の規定による許可についての提出番号１番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案第３号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、荃崎地区において調査を実施しておりますので、蛭原委員より調査結果の報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

去る１２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、令和２年２月１３日付で事務所用地、駐車場用地として農地法第５条の許可を受けたものですが、事業の見直しにより配置計画を変更するため、計画変更申請されたものです。

以上のことから、提出番号１番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第３号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第３号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、荃崎地区において調査を実施しておりますので、蛭原委員より調査結果の報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

去る１２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、令和４年１月１４日付つくば農委指令第３号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、１番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第４号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第５号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第２号 農地法第４条の規定による許可について（提出番号２番）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について及び議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についての提出番号 2 番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案第 5 号及び議案第 2 号の提出番号 2 番について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号 2 8 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、2 8 番を除いて、担当委員より調査結果をお願いいたします。

豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る 1 2 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第 1 種及び第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で診療所を経営する法人です。今般、市内の診療所を隣接する市街化区域の土地に移転することとなりましたが、診療所内の駐車スペースが不足しているため、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、隣地との境界にブロックを設置し、周囲をフェンスで囲い、全面をアスファルト舗装し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車 8 6 台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 番については、農用地区域から除外が見込まれており、除外後の農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

1 2月7日の現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、高速道路事業を営む法人です。圏央道の4車線化事業に伴い、現場付近に工事用地が必要になったことから申請するものです。許可日から令和7年7月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、施工ヤードとして利用する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供が生まれたことから、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号7番については、農用地区域からの除外見込みが出ており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、隣接地で大型車両の修理販売業を営む法人です。現在、インターネットによる販売が大半を占めておりますが、現物による確認等の打合せもあり、現在の敷地だけでは手狭で業務に支障を来していたことから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、周囲を簡易フェンスで囲い、駐車場として利用する計画で、自社施工する予定です。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の実家に住んでおりますが、将来のことを考え父より申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、土木・建築業を営む法人です。現在、近隣で施工している物流倉庫新築工事において、作業員の増員のため一時的に駐車場が必要になるため、申請地を借り受け、仮設駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理、周囲をネットフェンスで囲んだ上、駐車場50台分を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種農地と判断いたしました。

申請者は、近隣で自己用住宅を建設中ですが、既存の家庭用ごみ集積所を管理する組合に加入できないため、申請地を借り受け、新たにごみ集積所用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種農地と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号13番については、農用地区域からの除外見込みが出ており、除外後の農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号3番から13番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、都市計画法との調整が整わないことから、継続審議とすることとしました。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在の住居が老朽化していることから、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県内で鳶・土木工事業を営む法人です。現在、市内での工事受注が増加し、

業績も順調に拡大しているところですが、土地所有者より既存の資材置場を返還するよう申出を受けていることから、申請地を取得し、駐車場兼資材置場として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を鋼製塀、ブロックで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、トラック10台、普通自動車12台分の駐車スペースを確保し、シート、鋼足場部材、パイプ等を保管する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号18番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、高性能合成ゴム成形品作成業を営む法人です。今般、事業の規模拡大に伴い、敷地内の駐車スペースに新たに工場を建設することとなったことから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲に植栽による緑地帯を設け、全面をアスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透及び浸透ますによる処理とした上で、普通自動車135台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号14番については継続審議。提出番号15番から18番については、一般基準に適合の上、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る12月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をしたいと、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号21番、22番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人です。今般、電力の固定買取制度を利用するため、太陽光発電施設用地として申請されたもので、21番については土地を借り受け、22番については土地を取得するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、550Wパネル2,032枚を設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く、住宅の宅地分譲事業を営む法人です。今般、申請地の隣接地において建て売り住宅５棟を建築中ですが、ごみ集積所の設置が必要となったことから申請地を取得し、ごみ集積所用地として申請されたものですが、申請地の一部に碎石が入っていたことから、始末書つきの申請となっております。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１９番から２４番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る１２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２５番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２６番、２７番については、同一譲受人のため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、市内で太陽光発電事業を営む法人です。今般、太陽光発電施設を設置するため申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲み、雨水は敷地内浸透処理とした上で、それぞれの申請地に５４５Ｗのパネル１４０枚ずつを設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号２５番から２７番については、一般基準に適合の上、第２種農地及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る１２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号２９番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に家族が増えたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３０番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、全国展開で運送業を営む法人です。今般、運送エリアの拡大による従業員の増加に伴い、従業員用駐車場が手狭になったことから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車２０台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号３１番については、農用地区域内農地です。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、申請地の隣接地での盛土工事を受注し、その搬入路が必要になったことから、申請地を借り受け、工事用搬入路用地として申請するもので、令和５年６月３０日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、敷鉄板１３枚を敷く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号３２番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として４区画を販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３３番については、第３種農地と判断いたしました。

申請者は、市内で保育園を営む社会福祉法人です。今般、近隣で経営する２か所の保育園で保護者用の駐車場が不足していることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を防護柵で囲い、砕石敷きとし、一部に鉄板を敷き、雨水は敷地内浸透処理した上で、普通自動車１５４台、バス４台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については金融機関からの融資で賄う予定です。

提出番号３４番については、農地法第４条の提出番号２番と同一申請人による一体の事業のため、一括して説明いたします。

農地区分は、第１種及び第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３５番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。今般、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として８区画を販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、議案第２号 農地法第４条の規定による許可についての提出番号２番、

農地法第5条の提出番号29番から35番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の提出番号2番及び議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号14番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号14番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、提出番号14番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号14番については、蛭原委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号、提出番号14番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第2号の提出番号2番及び議案第5号の提出番号1番から13番、15番から27番、29番から35番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員。

對崎徳男委員

確認ですけれども、26番、27番の職務執行者、議案書には苗字だけ書かれているのですが、名前以降は、これは消えているか何かですか。

議長（飯野 和男）

では、事務局でお願いいたします。

事務局（天貝課長）

すみません、今ちょっと申請書を確認しておりますので。

申し訳ございません。申請書を確認しましたところ、職務執行者、[REDACTED]となっております。議案書に入力はしてありましたが、文字数の入力制限で切れてしまっておりま
す。大変申し訳ございませんでした。議案書のほうを、[REDACTED]と御訂正いただければ
と思います。

對崎徳男委員

どうもありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

そのほかに何かありますか。

青木さん、お願いいたします。

青木道子委員

３３番のプルメリア地域福祉会の保育園というのは、定員数何名の保育園なのでしょう
か。

事務局（細田主任）

お答えいたします。

近隣に２か所保育園がございまして、１か所が定員１０８名、もう一か所については定
員１５６名の保育園２か所となります。

青木道子委員

じゃあ、その２か所の保育園が共同で使用する駐車場ということでもいいのでしょうか。

事務局（細田主任）

はい。

青木道子委員

分かりました。

議 長（飯野 和男）

どうですか、よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

続きまして、議案第２号の提出番号２番及び第５号の提出番号１番から１３番、１５番
から２７番、２９番から３５番について審議いたします。

そのほかに何か御意見ありますか。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第2号の提出番号2番及び議案第5号の提出番号1番から13番、15番から27番、29番から35番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号2番及び議案第5号の提出番号1番から13番、15番から27番、29番から35番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号2番及び議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から13番、15番から27番、29番から35番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号28番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、遠藤委員の退席を求めます。

（遠藤道夫委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号28番について、櫻井委員より調査結果の報告をお願いいたします。

櫻井 守委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号28番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、市内で太陽光発電事業を営む法人です。今般、太陽光発電施設を設置するため申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲み、雨水は敷地内浸透処理とした上で、545Wのパネル140枚を設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号28番については、一般基準に適合の上、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号２８番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号２８番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２８番について、櫻井委員報告のとおり許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号２８番について、原案のとおり許可することに決定いたします。

遠藤委員の復席を求めます。

（遠藤道夫委員 復席）

議 長（飯野 和男）

なお、提出番号１８番、２１番、３３番につきましては、３０ａを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第６号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第６号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第６号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、筑波地区において調査を実施しておりますので、櫻井委員より調査結果の報告をお願いいたします。

櫻井 守委員

去る１２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、平成１３年頃より宅地として利用されており、現在も同様の

状況となっております。

提出番号 2 番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 3 番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 4 番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 1 番から 4 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 6 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第 6 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 6 号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 6 号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 7 号 買受適格証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 7 号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案第 7 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

12月7日の現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には野菜を作付する予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には野菜を作付する予定です。

提出番号3番については、水稻・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には野菜を作付する予定です。

提出番号4番については、水稻・野菜を作付している農家で、公売参加予定地には野菜を作付する予定です。

提出番号5番については、朝鮮人参・サツマイモ・牧草を作付している農地所有適格法人で、公売参加予定地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号1番から5番については、農地法3条2項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第7号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 8 号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 8 号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第 8 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号 2 番については、議事参与の制限案件になりますので、提出番号 2 番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

最初に、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

1 2 月 7 日の現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、低地解消を目的とした盛土をするため申請するものです。

市内の上横場地内にある購入土を用いる計画で、工事期間は令和 5 年 5 月 1 0 日までを予定しております。事業完了後は、野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 1 番については同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

報告します。去る 1 2 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 3 番については、耕作利便の向上を図るべく低地解消をするものです。

上横場地内の購入土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は畑として野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 3 番については同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 8 号、提出番号 1 番、3 番の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号１番、３番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番、３番について、担当委員報告のとおり同意することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第８号 農地改良協議に対する同意についての提出番号１番、３番については、原案のとおり同意することに決定いたします。

続きまして、提出番号２番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、提出番号２番の審議を終了するまで一時退席いたします。

なお、議事の進行につきましては、本来であれば鮎川会長職務代理が議長の職務を代行するわけですが、本日欠席のため、議長の職務を行う者がおりませんので、地方自治法第１０７条を準用し、出席委員の中で年長者となります飯島委員にお願いすることによってよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号２番の審議が終了するまで、飯島委員に議長をお願いいたします。

（飯野和男委員 退席）

議 長（飯島 孝一）

それでは、少しの間、議長を務めさせていただきます。

提出番号２番については、桜地区で調査を実施しておりますので、飯岡委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯岡 勉委員

去る１２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、耕作利便性の向上を図るため田畑転換をするものです。

花室地内の購入土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は畑として野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号２番については同意しても差し支えないと思われますが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯島 孝一）

ありがとうございました。

提出番号２番について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯島 孝一）

異議なしの声がありましたけれども、結構でしょうか。

<「はい」と呼ぶ者あり>

議 長（飯島 孝一）

それでは、質問、意見ともないようですので、これにて提出番号２番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２番について、飯岡委員の報告のとおり同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯島 孝一）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認めます。議案第８号 農地改良協議に対する同意について、提出番号２番については原案どおり同意することに決定いたしました。

議案第８号が終了しましたので、議長を飯野会長と交代いたします。

飯野会長、復席を求めます。

（飯野和男委員 復席）

議案第９号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について（提出番号２１番）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号21番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案書15ページになります。

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年11月18日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容についての御説明となります。

提出番号1番、豊里地区で10年間の貸借権を設定するものです。

以降、提出番号30番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区2件、谷田部地区9件、茎崎地区2件、筑波地区10件、桜地区7件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に適合していると思われませんが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続けて、議案書3ページになります。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号21番について、御説明いたします。

提出番号21番、筑波地区で売買により譲り受けるものになります。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号21番については、筑波地区で調査を実施しておりますので、櫻井委員より調査結果の報告をお願いいたします。

櫻井 守委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、農業経営開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号21番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、説明及び報告が終わりましたが、提出番号24番については、議事参与の制限案件に該当しますので、それを除いて審議いたします。

議案第１号の提出番号２１番及び議案第９号の提出番号１番から２３番、２５番から３０番については、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第１号の提出番号２１番及び議案第９号の提出番号１番から２３番、２５番から３０番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１号の提出番号２１番について、原案のとおり許可することとし、議案第９号の提出番号１番から２３番、２５番から３０番についても、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号２１番について、原案のとおり許可することを決定し、議案第９号、提出番号１番から２３番、２５番から３０番についても、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号２４番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、吉田委員の退席を求めます。

（吉田新一委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号２４番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号２４番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２４番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号、提出番号 24 番について、原案のとおり決定いたします。

吉田委員の退席を求めます。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

次に、議案第１０号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

事務局（細田主任）

議案第１０号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業について、御説明いたします。

提出番号1番、筑波地区で10年間賃借権を設定するものです。

以上でございます。

ただいま事務局の説明がありました。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

遠藤道夫委員

事務局（天貝課長）

遠藤道夫委員

事務局（天貝課長）

中間管理事業の配分計画のほうで、確かに[]さんって方いらっしゃると思うんですが、載っておりますけれども、[]さんのせがれさんでございます。

遠藤道夫委員

そうですか、すみません。

事務局（天貝課長）

ただいま議案第10号のほうの審議を。

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号について、原案のとおり決定いたします。

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案書21ページになります。

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年11月18日付で農用地利用配分計画案の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号1番、荃崎地区で2年9か月間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、整理番号4番まで議案書記載のとおりとなりまして、4件となっております。

以上、これらにつきましては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長 長（飯野 和男）

議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認いたします。

議案第12号 非農地の決定について

議長 長（飯野 和男）

次に、議案第12号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書28ページになります。

議案第12号 非農地の決定について、御説明いたします。

農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地としてB分類となっている土地の所有者の方に、登記地目変更承諾書を事務局から発送いたしました。承諾を頂いた土地42筆、計3万3,645㎡を、農地法第2条第1の農地に該当しないと決定するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 長（飯野 和男）

ただいまの説明に御意見等ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

意見ともにならないようですので、これにて議案第 12 号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 12 号 非農地の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第 13 号 つくば市都市計画審議会委員の推薦について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 13 号 つくば市都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書 31 ページになります。

議案第 13 号 つくば市都市計画審議会委員の推薦について、御説明いたします。

つくば市都市計画審議会委員の任期満了に伴い、都市計画課より 1 名推薦を求められています。

11 月 29 日に開催された運営委員会で協議した結果、今回もこれまでどおり、つくば市農業委員会の飯野会長を推薦すべきとの結論に至りました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第 13 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

私、飯野和男を推薦することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第13号 つくば市都市計画審議会委員の推薦については、飯野和男を推薦することに決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書32ページから40ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告1号から報告第6号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、日程第3の報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議 長（飯野 和男）

続きまして、谷田部地区におけるソーラーシェアリングについて、農業委員会のガイドラインに基づき、発電事業者より事前協議書が提出されておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（廣引主査）

事前協議資料を用いて、案件について説明。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

荃崎地区の大野ですけれども、これ、つくば市のガイドラインに沿っては、1万㎡以上になっているんですね。そのガイドラインは、どういう考え方でガイドラインをつくっているか説明してください。

事務局（天貝課長）

これ、つくば市農業委員会独自のガイドラインでございまして、これをつくった経緯というのは、水守地区のソーラーシェアリング事業がいろいろ議会等でも話題になりまして、農業委員会としての対応策といいますか、何かしらもう少し規制したらいいのではないかという委員さん等からの意見もございまして、独自にできる範囲での規制、ガイドラインという形でのものをつくったのが平成29年度でございまして、最終的に、改正を重ねま

して、現在のガイドラインになっているのが平成31年の4月に最終版ということになっていまして。中身としては、いわゆるこれまでにつくったことのないような作物ということで、こういったものをつくる場合には、やっぱり収量確認が我々もできないということで、事前に1年ぐらい実証栽培、これを行ってからやれば間違いのない収量が確保できるんじゃないかということで、一つはそういう実証栽培を事業者に求めるという狙いがあったと思います。

それと、規模が大きいものについては、それなりに許可するに当たっても慎重にならなければならないということで、その面積を何㎡にするかということで、1ha以上のものについては、事前に協議をした上で申請書を上げてもらうというようなことでつくった経緯がございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

大野博司委員

分かりました。

議長（飯野 和男）

よろしいですか。

大野博司委員

はい。

議長（飯野 和男）

そのほかにありますか。

何かありましたら、お願いいたします。

石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

大穂の石島ですけれども、こういうことをするのは何だかなと思うんですが、実は、これを許可した後、もし不具合が出たときに、本当に農業委員会というのは、これを不許可にするという結論って出せるんですか。それを、もう本当に聞きたいんです。

水守の件だって、大半の人は頭に来てるはずなんですよ。だけど、これ、潰すというか、許可を取り消すという判断というのは、農業委員会でするんですか。それ、いつも心配するんです。

というのは、裁判になったときに、私たちはそれに対抗できるだけの度量というか、そういうのを持ってるのかとか、だったら、その許可する前に、もっと真剣に取り組まないと、許可してしまったら、後でこれじゃ合っていないからやめてくださいというのは、我々の力ではほぼできないと僕は思っているんです。

今、事務局の方に無理難題の質問をしているわけですからけれども、結局、つくば市だって、このことに関して、もし裁判になったら、とてもとても勝負になんかならないですよ。それを、私たち農業委員会が許可してしまって、農作物がうまくいってないからやめてくだ

さいということは、ほぼ言えないんです。それであれば、今この大きなものを許可するときに、本当にこれでよかったという結論づけにするような話を我々は持たないと絶対駄目だと思います。それを安易に、はい、分かりました、オーケーです。じゃあ、後で、収穫できないから取りやめてくださいということは言えないという現状があるということ、私たちはもう少し真剣に考えておかないといけないんじゃないかということ、私を言いたいんです。すみません、勝手なことを言いまして。

議 長（飯野 和男）

ほかに何かありますか。

今の説明に関して、どうですか。

事務局（天貝課長）

事務局としても貴重な御意見として伺っておりますけれども、石島委員さんおっしゃるように、許可した後にやはり不許可にするということは非常に困難だということは、確かに事務局のほうも感じております。

ですから、最初に許可するときに、おっしゃるように、慎重に審査、審議していくのがやっぱり筋じゃないかなということは感じておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

それでは、谷田部地区で提出されたソーラーシェアリングの事前協議の内容については、運営委員会及び谷田部地区の現地調査会で協議した結果、特に異議等はなかったということです、事業者より本申請を提出してもらうことでよろしいでしょうか。

青木さん、谷田部地区のシェアリングは、何か話してきてるんですか。

青木道子委員

現地調査のときには、何かさらっと終わっちゃったような気がするんですけど、今の石島さんの御意見などを聞いたり水守のことも考えたりすると、やっぱり慎重に考えるを得ないというのは本当に思います。

つくばのガイドラインに沿ってやってもらいながら、今後の様子を見るといいんじゃないかなというふうには思っています。その基準で行うべきだと思います。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

それでは、今このソーラーシェアリングに関して、どうですか、意見等ありましたら、皆さんに、後で駄目だ駄目だと騒ぐよりも、申請の段階で注意しながら進めていく方法を考えなくちゃいけないような気もしますが、その辺いかがですか。

青木道子委員

まずは、申請地に牧草に適しているかというのを、先ほどのガイドラインでつくってもらおうという、実証も加えてもらうということが出ていますよね。だから、それはもうやっ

てもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

事務局（天貝課長）

今、青木委員さんのほうから御意見あった実証栽培の話でございますけれども、このガイドラインに載っている実証栽培の話は、その地方で栽培したことのない作物の場合でございます。今回牧草の場合は、栽培実績がないというわけではないので、このガイドラインからいうと、ちょっとそれは駄目なのかなという気がいたします。

ただ、その辺の調査をしっかりとやっていくことは非常に大切だと思いますので、事務所へ呼び出して聞き取りするなり、そういったことも場合によってはやっていくことはやぶさかではないのかなという気がいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

そのほかに何かありますか。

雨貝委員お願いいたします。

雨貝洋子委員

今委員のおっしゃることもっともだと思えますけれども、それで水守のほうも、私、入ったばかりで生意気言って申し訳ないんですけれども、徐々に私の範囲の中で分かってくれば、最初に計画したとおりにいってないということは明確でございますよね。そういうのを踏まえて、成功例がないという例があるにもかかわらず、安易に許可するという気持ちはもちろんないでしょうけれども、石島委員がおっしゃったような意見をすごく大切にして進めていったほうが、私もよろしいかなと思います。

議長（飯野 和男）

大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

この案件は、事務局としては、ここでもう決定したほうがいいんですか、それとも継続審議か、または営農者への聞き取り調査とか、そういうのもやったほうがいいんじゃないですか。

ここで決定するんだったら賛否で決定してもいいんですけれども、後で、さっき言ったようにいろいろな問題が起こった場合は、施工者と聞き取り調査をやって、最終的に決定したほうがいいと思いますけれども、どうですか。

事務局（天貝課長）

今回の事前協議は、そういったことも含めて今後の方針を委員会として決定していく、今回、総会での協議の場でもございますので、大野委員おっしゃるような聞き取り調査をやったほうがいいだろうということもありますので、それを踏まえてやった上で、その結果を踏まえて本申請をしてもらうという流れもありだと思いますので、その辺は委員さん

の間で協議をお願いしたいと思います。

議 長（飯野 和男）

それでは、聞き取り調査というような意見もありましたけれども、皆さん、どう思いますか、やったほうがよろしいですか。

柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

柳下です。ガイドラインがあつて、法律があつて、それに基づいて書類を出してきたとなると、やはりこちらで何か不安なところをちゃんと出さないとなかなか難しいんじゃないかと思うんですね。

私がこれを見た感じでは、筑西市でやっているというのが、実例があるというんだったら、それは確認が取れますよね、見に行くとか、向こうの農業委員会に確認するとか。やはりこちらで心配なことがあれば、それは調べるべきだけれども、それがなくなると、これは手続上は進めるしかないと思うんですね。だから、皆さんが心配だというなら、一体何が心配なのか、それはどうやって心配だったというのが証明するかを勉強しなきゃ駄目なんじゃないかなと思うんですけれども。

私としては、前に、ほかに筑西市でやっているとなるんだったら、筑西市の事例を確実に調べていただいて、それがもし実績がちゃんとしているとしたら信頼するに値するんじゃないかと思うんですが。実際その土地、鬼ヶ窪の土地は私も何回も見ていますので、あそこで牧草ができる可能性は高いと思います、確かに。その土地の持ち主が、ぜひそういうふう荒れないようにしていただきたいというんだったら、それはこのガイドラインに合ってることではないかなと思いますけれども。

以上です。

議 長（飯野 和男）

ただ、ソーラーシェアリングの場合は、いろいろな地区でやっていますけれども、シェアリングとなると、下の農作物の収穫量、こういう問題が絡んできて、なかなか牧草というのは、イメージ的には何か雑草にも思えるし、耕作が放棄されてしまうような感じもしています。それから、水守の件でも、下部の耕作面積40ha以上もある中で、耕作されない、一回も40ha以上耕作されているような状況は見たことないという現状の中で、再三審査しているわけですが、3年に一回、今年もありましたけれども、そういう問題が、いつも下部の問題がシェアリングの場合はつきまとってくるので、その辺の状況を確実にしてもらうことが大切じゃないかなと思うのですが。

それは、事務局で、どういう方向だか今から書類出てくるでしょうから、やってもらうことでよろしいですか。

事務局（天貝課長）

事務局のほうでも、できる限りの補正の書類は求めているところでございますけれども、それだけでは分からない部分なんかは、今委員さんのほうから意見あったように、筑西市

の現場を見に行くとか、呼び出して具体的な内容をもっと詳細に聞き取るとか、その辺のところかなと思います。

その辺のところを事務局だけでやるというのもちょっとあれなので、委員さんを含めて再協議していったほうがいいのかということ、事務局としては感じました、今の御意見を伺いまして。

議 長（飯野 和男）

じゃあ、今日のこのソーラーシェアリングに関しては、まだ決定された書類が整っていないようですから、事務局のほうでまとめてもらった書類に関しては、また皆さんの前で報告してもらうような形でよろしいですか。

どうでしょうか。よろしいですか。

<「はい」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

そういうことで、今の段階ではそういう方向にしておきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

その他の報告ですが、毎年1月に発行している「農委だよりつくば」について、情報提供専門委員会の青木委員長より報告をお願いいたします。

青木道子委員

皆さんのお手元に「農委だより」が届いていると思います。それで、報告させていただきます。

第58号が完成いたしました。お目通しいただきたいと思います。

明日の研修のことも、2ページ、見開きの中のところに載せるようになっていきますので、写真が一つ後で追加になります。

それで、主な内容としましては、令和5年度のつくば市農地利用最適化推進施策に関する意見書提出、また農地の利用状況調査の結果、それから意向調査の協力依頼、農地利用最適化推進委員の農地相談の勧め、それからFarm to Tableつくばの紹介、農薬の注意喚起となっております。記事に関して御意見があれば、明日の水曜日まで、事務局のほうへお願いいたします。

今後の流れとしましては、今月中に1万1,000部を印刷して、来年度1月上旬に各集落の農業推進委員さんを通して、農家の皆さんに配布する予定であります。

以上、報告します。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

それでは、これをもちまして、令和４年第１２回総会を閉会いたします。

【午後３時４０分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員